

建設発生土の民間受入地の募集について

1. 募集の趣旨

鈴鹿建設事務所が発注する公共工事に伴い発生する建設発生土について、「建設発生土の民間受入地の公募要領」に基づき民間受入地を募集します。

2. 搬出する建設発生土の概要

別表のとおりです。

なお、別表の内容については必要に応じて最新の情報に更新（追加、変更、削除）します。

3. 応募要件

(1) 応募できる方

- ア 建設発生土を受け入れることができる土地を所有している方又は土地を所有している方から受け入れについて同意を得ている土地の使用者の方。
- イ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方。

(2) 土地の要件

ア 所在地

鈴鹿市及び亀山市地内（鈴鹿建設事務所管内）にある土地。

イ 関係法令手続き

建設発生土の受入時点において、受け入れに伴い必要な関係法令の手続きが完了している土地。

- ・農地法（農地転用許可）
- ・砂防法（砂防指定地内の作業許可）
- ・都市計画法（開発許可）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内の作業許可）
- ・地すべり防止法（地すべり防止区域内の作業許可）
- ・河川法（河川占用許可）
- ・自然公園法（申請、届出等）
- ・森林法（保安林内作業許可、林地開発許可、伐採届出書）
- ・その他必要となる法令、条例等

ウ 受入土量

500m³以上の建設発生土の受け入れが可能な土地。

エ 搬入路

受入地まで建設発生土の運搬車両（10t 車）の搬入路が確保されている土地。

オ その他

- ・申請者自らが所有しているか、または所有者が受け入れについて同意した土地。
- ・隣接する土地と境界等で問題が生じない土地。
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の所有する土地でないこと。

4. 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

(2) 応募方法

次の書類を鈴鹿建設事務所工事統括課まで、提出してください。

ア 建設発生土受入地登録申請書（様式－1）、「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」（別紙）及び添付資料

【添付資料】

- ① 関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等）
- ② 受入地が判別できる写真
- ③ 受入地への進入経路を示した図面
- ④ 土地に関する権利を取得していることがわかるもの（（土地登記簿等の写し）原本確認が必要）
- ⑤ 土地所有者の同意書（申請者と土地所有者が異なる場合）
- ⑥ 申請者の本人確認できるもの（代理申請の場合）委任状と受任者の本人確認できるもの（運転免許証の写し等）

5. 応募後の扱い

- (1) 申請いただいた土地は審査のうえ、建設発生土の受入地の候補地として適していると認められた場合は、「建設発生土受入地登録通知書」により通知します。
- (2) 登録有効期間は登録日より最長2年までとします。
- (3) 登録された土地に、鈴鹿建設事務所が発注する工事に伴い発生する建設発生土を搬入する場合は、当該土地の申請者の方に「受け渡し通知書」により通知します。
- (4) 審査等に当たっては、現地立会及びヒアリングを実施する場合があります。

6. その他の留意事項

- (1) 建設発生土の搬入は、鈴鹿建設事務所（公共工事の受注者）が行います。
- (2) 受入地登録を継続する場合や登録申請内容に変更が生じた場合は、「建設発生土受入地登録 {継続・変更} 申請書（様式－4）」を鈴鹿建設事務所工事統括課まで、

- 提出してください。内容を審査のうえ認められれば、登録内容の変更を行います。
- (3) 受入地において廃棄物の不法投棄等が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関に連絡します。
 - (4) 建設発生土の搬入が完了した場合は、申請者の方に「受け渡し完了通知書」により通知します。
 - (5) 建設発生土の受け入れにあたり、別途工事が必要となる場合などは事前にご相談ください。
 - (6) 「建設発生土受入地登録通知書」が通知された場合でも、建設発生土の搬入ができない場合もあります。
 - (7) 以下の項目については申請者による対応をお願いします。
 - ・ 関係法令の手続き
 - ・ 隣接土地所有者との調整
 - ・ 周辺住民との調整
 - ・ 利害関係者等との調整
 - (8) 別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守してください。

7. 問い合わせ及び提出先

三重県鈴鹿建設事務所 工事統括課

TEL 059-382-8686

FAX 059-382-1539